

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ～ニ （略）</p> | <p>（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> |

11~111 (監)

(附則別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 経過措置による不算入額 | 国際様式の該当番号 |
|--|-------------|-----------|
| (略) | | |
| うち、銀行の連結子法人等（銀行の <u>特別目的会社等を除く。</u> ）の発行する資本調達手段の額 | / | 49 |
| (略) | | |

(注) (略)

(附則別紙様式第三号)

表 (略)

(注)

11~11 (監)

11~111 (監)

(附則別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 経過措置による不算入額 | 国際様式の該当番号 |
|---|-------------|-----------|
| (略) | | |
| うち、銀行の連結子法人等（銀行の <u>特別目的会社を除く。</u> ）の発行する資本調達手段の額 | / | 49 |
| (略) | | |

(注) (略)

(附則別紙様式第三号)

表 (略)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b （略）

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～g （略）

(2)～(4) （略）

(附則別紙様式第四号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照ら

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b （略）

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～g （略）

(2)～(4) （略）

(附則別紙様式第四号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照ら

し自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a (略)

b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。

c (略)

d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付

し自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a (略)

b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。

c (略)

d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付

手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

e～h (略)

i 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する且までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する且までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

e～h (略)

i 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「退職給付に係る資産」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項又は第四項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は退職給付に係る資産の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第百七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「退職給付に係る資産」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項又は第四項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は退職給付に係る資産の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第百七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の

場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする。)。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c ~ f (略)

(4) (略)

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 国際様式の 該当番号 |
|-----|---------------|
| (略) | |
| | |

場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする。)。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c ~ f (略)

(4) (略)

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 国際様式の 該当番号 |
|-----|---------------|
| (略) | |
| | |

| | |
|---|----|
| うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | 49 |
| (略) | |

(注)

(1)～(5) (略)

(6) 調整項目に係る参考事項

a～c (略)

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)・(8) (略)

(別紙様式第四号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付

| | |
|--|----|
| うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額 | 49 |
| (略) | |

(注)

(1)～(5) (略)

(6) 調整項目に係る参考事項

a～c (略)

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)・(8) (略)

(別紙様式第四号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付

手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～g (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第五号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、

手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～g (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第五号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、

は、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～g (略)

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する且までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する且までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資

当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～g (略)

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資

本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする。）。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c～f （略）

(4) （略）

本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする）。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c～f （略）

(4) （略）

- 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(附則別紙様式第一号) 表 (略) (注) この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目 a・b (略) c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる</p> | <p>(附則別紙様式第一号) 表 (略) (注) この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目 a・b (略) c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に</p> |

額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a (略)

b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第三項の規定に従い、

〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a (略)

b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第三項の規定に従い、

、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。

c (略)

d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。

e～g (略)

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。

c (略)

d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。

e～g (略)

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a・b (略)

c 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d・e (略)

(4) (略)

(附則別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 経過措置による不算入額 | 国際様式の該当番号 |
|---|-------------|-----------|
| (略) | | |
| うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | | 49 |

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a・b (略)

c 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d・e (略)

(4) (略)

(附則別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 経過措置による不算入額 | 国際様式の該当番号 |
|---|-------------|-----------|
| (略) | | |
| うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | | 49 |

(略)

(注) (略)

(別紙様式第一号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

表 (略)

(略)

(注) (略)

(別紙様式第一号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a・b (略)

c 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d・e (略)

(4) (略)

(別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 国際様式の 該当番号 |
|---|---------------|
| (略) | |
| うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | 49 |
| (略) | |

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a・b (略)

c 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d・e (略)

(4) (略)

(別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

| 項目 | 国際様式の 該当番号 |
|--|---------------|
| (略) | |
| うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額 | 49 |
| (略) | |

(注)

(1)～(5) (略)

(6) 調整項目に係る参考事項

a～c (略)

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)・(8) (略)

(注)

(1)～(5) (略)

(6) 調整項目に係る参考事項

a～c (略)

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)・(8) (略)

- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(附則別紙様式第一号)</p> <p>(注)</p> <p>この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六</p> | <p>(附則別紙様式第一号)</p> <p>(注)</p> <p>この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第</p> |

条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2) コア資本に係る調整項目

a～f (略)

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第一号に掲げる額をいう。

h～j (略)

(3)・(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a (略)

一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2) コア資本に係る調整項目

a～f (略)

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第一号に掲げる額をいう。

h～j (略)

(3)・(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a (略)

b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。

c （略）

d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

e～g （略）

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日

b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。

c （略）

d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

e～g （略）

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日

から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日か

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日か

ら起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)